

資料4

島根県感染症予防計画の数値目標（案）

4-1 島根県感染症予防計画数値目標（案）①

◆医療提供体制の数値目標（案）

数値目標の考え方（協定により担保する数値目標）

	措置内容	実施機関	【流行初期（初動対応）】厚生労働大臣公表後3か月程度			【流行初期以降】厚生労働大臣公表後遅くとも6か月以内		
			対応時期	目標	数値目標（案）	対応時期	目標	数値目標（案）
医療提供体制	病床確保	医療機関	厚生労働大臣 公表後1週間	新型コロナ発生約1年後の令和2年冬の新型コロナ入院患者の規模に対応できる体制を想定	48床 (うち重症3床)	厚生労働大臣 公表後遅くとも 6か月以内	新型コロナ対応で確保した最大値の体制を想定	357床 (うち重症8床)
	発熱外来	医療機関		新型コロナ発生約1年後の令和2年冬の新型コロナ外来患者の規模に対応できる体制を想定	30機関		新型コロナ対応で確保した最大値の体制を想定	319機関
	自宅療養者等への医療の提供	医療機関 薬局、訪看事業所	-				新型コロナ対応で確保した最大値の体制を想定	(次スライド参照)
	後方支援	医療機関	-					24機関
	人材派遣	医療機関	-					(次スライド参照)

◆医療提供体制の数値目標（案）の考え方について

（1）病床確保 * 県内感染症病床30床を除く病床数、小数点以下は切上

【流行初期】48床（うち重症病床3床）

→ 2020年冬の入院患者の規模に対応することを想定し、当時の最大入院患者数33名（うち重症2名）に対する病床使用率を70%とすると、 $33 \div 0.7 \div 48$ 床となる。（重症病床についても同様に、 $2 \div 0.7 \div 3$ 床としている。）

【流行初期以降】357床（うち重症病床8床）

→ 新型コロナ対応で確保した最大値の体制を参考に、最大確保病床数387床から県内感染症病床30床を差し引いた357床を数値目標としている。重症病床については、これまでの新型コロナ対応における重症の最大入院患者数5名に対し、重症病床使用率を70%とすると、 $5 \div 0.7 \div 8$ 床となる。

（2）発熱外来

【流行初期】30機関

→ 2020年8月の新型インフルエンザ等における帰国者・接触者外来をもとに、各市町村に1つ以上の発熱外来の設置を想定

【流行初期以降】319機関

→ 島根県における最大値の体制を参考に、指定を受けた診療・検査医療機関数が319機関であることから、数値目標を設定

4-2 島根県感染症予防計画数値目標（案）②

（3）自宅療養者等への医療の提供

【流行初期以降】以下表のとおり

→ 新型コロナ対応で確保した最大値の体制を参考に、数値目標を設定

区分	数値目標（案）	
病院	25	機関
診療所	291	機関
薬局	255	か所
訪問看護事業所	46	機関
合計	617	機関

（4）後方支援

* 通常医療の確保のため、①特に流行初期の感染症患者以外の患者の受入、②感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行う

【流行初期以降】24機関

→ 24/46の病院が新型コロナ対応において後方支援を行っていたことを踏まえ、数値目標を設定

（5）人材派遣

【流行初期以降】以下表のとおり

→ 新型コロナ対応における人材派遣の実績（令和4年度の感染管理支援チーム及びDMAT派遣実績）から数値目標を設定
ただし、DPATについては派遣実績がないため、事前調査の結果から設定

		数値目標（案）	
派遣可能人数		54	人
内数	医師	19	人
	看護師	17	人
	その他（事務職等）	18	人
	DMAT（医師、看護師、その他）	23	人
	DPAT（医師、看護師、その他）	5	人

流行初期医療確保措置の対象（病床確保・発熱外来）以外の措置（自宅療養・後方支援・人材派遣）についても、状況に応じて、流行初期段階から対応することも想定

4-3 島根県感染症予防計画数値目標（案）③

◆検査体制の数値目標（案）

項目		【流行初期】		【流行初期以降】	
		対応時期	数値目標（案）	対応時期	数値目標（案）
検査体制	検査の実施能力（件/日）	厚生労働大臣 公表後1か月	516件/日	厚生労働大臣 公表後遅くとも 6か月以内	2,116件/日
	保健環境科学研究所・ 浜田保健所		432件/日 （うち松江市 132件/日）		1,072件/日 （うち松江市 327件/日）
	医療機関・ 民間検査機関等（※）		84件/日以上		1,044件/日以上
	保健環境科学研究所・ 浜田保健所の検査機器の数		リアルタイムPCR装置：11台		リアルタイムPCR装置：11台

（※）可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、性的な内容の協定もよいこととする。

◆検査体制の数値目標（案）の考え方について

【流行初期】 保健環境科学研究所：288件、浜田保健所：144件、医療機関：84件、民間検査機関等：必要に応じて実施

- ・流行初期の発熱外来における検体採取可能数516件を新興感染症疑い患者や濃厚接触者の検査需要と想定
- ・検査需要に対して、主に保健環境科学研究所・浜田保健所で対応するほか、感染症指定医療機関を中心に対応可能な医療機関での検査により新興感染症疑い患者や濃厚接触者の検査需要に対応することを想定
- ・上記のほか、陽性者周囲を必要に応じて幅広く検査するため、新型コロナ対応で確保した流行初期に対応可能な民間検査機関での検査を想定

【流行初期以降】 保健環境科学研究所：768件、浜田保健所：304件、医療機関：1,044件、民間検査機関等：必要に応じて実施

- ・新型コロナ対応で最大となった検査数（14,812件/週＝2,116件/日）に対応することを想定
- ・検査需要に対して、保健環境科学研究所・浜田保健所で対応する他、対応可能な医療機関での検査を行うことを想定
- ・引き続き必要に応じて幅広く検査をするため、新型コロナ対応で確保した民間検査機関での検査を想定

4-4 島根県感染症予防計画数値目標（案）④

◆宿泊療養体制、物資の確保、人材養成・資質の向上の数値目標（案）

項目	実施機関	【流行初期】		【流行初期以降】	
		対応時期	数値目標（案）	対応時期	数値目標（案）※
宿泊療養体制	民間宿泊施設 県有施設	厚生労働大臣 公表後1か月	50室	厚生労働大臣公表後 遅くとも6か月以内	150室

※可能な限り数値入りの協定を締結しつつ、定性的な内容の協定もよいこととする。

項目	実施機関	対応時期	内容	数値目標（案）
物資の確保	病院、診療所、 訪問看護事業所	協定締結時期による	個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数	協定締結医療機関数×80%
人材の養成・ 資質の向上	医療機関	平時	研修・訓練を実施又は職員を参加させた機関数	協定締結医療機関数×100%
	保健所、 都道府県等職員		保健所の感染症有事体制の構成人員や 都道府県等の職員等を対象とした研修・訓練の回数	年1回以上

◆宿泊療養体制、物資の確保、人材養成・資質の向上の数値目標（案）の考え方について

（1）宿泊療養体制

【流行初期】 **50室**

【流行初期以降】 **150室**

→ 新型コロナ対応で確保した初期の確保居室数及び最大確保居室数以上とすることを想定

（2）物資の確保

→ 新型コロナ発生初期段階において個人防護具の不足が生じたことを踏まえ、今後発生する可能性のある新興感染症により需給が最もひっ迫する期間として国が示す「2か月分」以上の個人防護具（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、手袋）を、協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）の8割が備蓄することを想定

（3）人材の養成・資質の向上

→ 協定締結医療機関の医療従事者、保健所・県庁職員等を対象に、研修・訓練を年1回以上実施することを想定
国や国立感染症研究所等が実施する研修への参加に派遣した場合も含める

4-5 島根県感染症予防計画数値目標 (案) ⑤

◆保健所の体制整備の数値目標 (案)

項目		数値目標(案)
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数(合計)		407人
都道府県型保健所	雲南保健所	50人
	出雲保健所	99人
	県央保健所	56人
	浜田保健所	112人
	益田保健所	60人
	隠岐保健所	30人
共同設置保健所	松江保健所	※ 人
即応可能なIHEAT要員の確保数 (IHEAT研修受講者数)		16人

407 + 松江保健所分

※ 松江市と調整中

◆保健所の体制整備の数値目標 (案) の考え方について

(1) 流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応する人員確保数

→ 新型コロナウイルスがオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の流行開始から1ヶ月間の業務量を想定し、令和4年1月における応援職員等を含む保健所体制を基に設定

(2) 即応可能なIHEAT要員の確保数 16人

→ 令和4年1月の保健所への県・市町職員を除く技術系応援者数を確保数として設定

4-6 (その他) 医療措置・検査等措置協定書について

◆医療措置・検査等措置協定書について

以下表のとおり、医療機関・検査機関・宿泊施設を対象とした協定を締結する。
各協定書のひな形については、参考資料3、4を参照

予防計画上の主要項目		医療提供体制の確保				検査体制の確保	宿泊療養体制の確保
目標達成のための担保		医療措置協定				検査等措置協定	
協定締結の協議対象者		医療機関				病原体等の検査を行っている機関等	
		病院	診療所	薬局	訪問看護事業所	病原体等の検査を行っている機関等	宿泊施設
医療措置協定	①病床の確保	○	×	×	×	/	
	②発熱外来の対応	○	○	×	×		
	③自宅療養者等への医療の提供	○	○	○	○		
	④後方支援	○	×	×	×		
	⑤人材派遣	○	×	×	×		
検査等措置協定	①検体の採取	/				○	×
	②検体の検査					○	×
	③宿泊施設の確保					×	○